

お知らせ

株式会社 エネコム
〒730-0051 広島市中区大手町二丁目11番10号

2025年6月23日

ロードバランサー（Netwiser VE）の提供開始に伴う EneWings クラウドタイプ E プラスサービス利用規約改定のお知らせ

平素は当社のサービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

2025年7月1日（火）より、EneWings クラウドタイプ E プラスサービスにおいて、セイコーソリューションズ社製のロードバランサー「Netwiser Virtual Edition（Netwiser VE）」の提供を開始いたします。

Netwiser VE は、負荷分散や SSL オフロード機能などを搭載しており、日本語の GUI による設定が可能な使いやすいロードバランサーです。また、コストパフォーマンスに優れており、日本国産のため安心してご利用いただけます。

今回の Netwiser VE の提供開始に伴い、利用規約を改定いたします。

今後もよりよいサービスの提供が行えるよう努めてまいります。引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

<記>

■改定対象となる利用規約

EneWings クラウドタイプ E プラスサービス利用規約

■改定日

2025年7月1日（火）

■改定内容

次ページ以降をご確認ください。

■ウェブ掲載場所

以下 URL にてご確認ください。

<https://www.enecom.co.jp/business/enewings/support/yakkan.html>

【本件に関するお問い合わせ先】

ソリューション営業部

お問い合わせフォーム <https://www.enecom.co.jp/contact/>

電話番号 050-8201-1425（土・日・祝日、12月29日～1月3日、5月1日を除く9:00～17:00）

※Netwiser および Netwiser ロゴは

セイコーソリューションズ株式会社の登録商標です。

『EneWings クラウドタイプ E プラス利用規約』 新旧対照表

※表中内赤文字部が変更・追記箇所

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容								
第1章 第4条	-	<table border="1" data-bbox="1561 499 2644 766"> <thead> <tr> <th data-bbox="1561 499 1902 548">用語</th> <th data-bbox="1902 499 2644 548">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1561 548 1902 646">クラウドソフトウェアサービス</td> <td data-bbox="1902 548 2644 646">当社の仮想装置に当社が契約者を代行してインストールをすることによって使用可能なソフトウェア等を提供するサービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 646 1902 716">クラウドソフトウェア契約</td> <td data-bbox="1902 646 2644 716">クラウドソフトウェアサービスの提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 716 1902 766">クラウドソフトウェア契約者</td> <td data-bbox="1902 716 2644 766">当社とクラウドソフトウェア契約を締結している者</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	クラウドソフトウェアサービス	当社の仮想装置に当社が契約者を代行してインストールをすることによって使用可能なソフトウェア等を提供するサービス	クラウドソフトウェア契約	クラウドソフトウェアサービスの提供を受けるための契約	クラウドソフトウェア契約者	当社とクラウドソフトウェア契約を締結している者	サービスメニュー追加に伴う用語の定義の追加
用語	用語の意味										
クラウドソフトウェアサービス	当社の仮想装置に当社が契約者を代行してインストールをすることによって使用可能なソフトウェア等を提供するサービス										
クラウドソフトウェア契約	クラウドソフトウェアサービスの提供を受けるための契約										
クラウドソフトウェア契約者	当社とクラウドソフトウェア契約を締結している者										
第2章 第5条	第5条 本サービスに係る契約には、次の種別があります。 (1) クラウド利用契約 (2) クラウド接続契約	第5条 本サービスに係る契約には、次の種別があります。 (1) クラウド利用契約 (2) クラウド接続契約 (3) クラウドソフトウェア契約	サービスメニュー追加に伴う定義の追加								
第3章 第6条	当社は、1の契約者識別番号につき1のクラウド接続契約または1のクラウド利用契約を締結します。この場合、クラウド接続契約者またはクラウド利用契約者は、1のクラウド接続契約またはクラウド利用契約につき1人とします。	第6条 当社は、1の契約者識別番号につき1のクラウド接続契約、1のクラウド利用契約 または1のクラウドソフトウェア契約 を締結します。この場合、クラウド接続契約者、クラウド利用契約者 またはクラウドソフトウェア契約者 は、1のクラウド接続契約、クラウド利用契約 またはクラウドソフトウェア契約 につき、1人とします。	サービスメニュー追加に伴う定義の追加								
第3章 第7条	(4) その他申込みの内容を特定するために必要な事項	(4) クラウドソフトウェアサービスの申込みの場合はサービスに応じて次の事項 ア クラウドソフトウェアサービスの種類 (5) その他申込みの内容を特定するために必要な事項									
第5章 第15条	当社は、契約者が次の項目のいずれかに該当する場合もしくはおそれがある場合には、利用契約に基づくサービスの提供を何ら事前に通知および勧告することなく停止することがあります。 (1) 利用契約に基づくサービスの料金、割増金または遅延損害金等を支払い期限が経過してもなお支払わないとき (2) 国内外の諸法令または公序良俗に反する様態においてサービスを利用したとき (3) 風俗、アダルトに関する情報、未成年者や青少年の利用を制限する情報を流したとき、またはそれに類するかあるいは当社が不適当と判断した情報を流したとき (4) 当社、他の契約者または第三者の著作権、財産、プライバシーを侵害する場合 (5) 当社、他の契約者または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき	第15条 当社は、契約者が次の項目のいずれかに該当する場合もしくはおそれがある場合には、利用契約に基づく 本サービスの全部又は一部 の提供を何ら事前に通知および勧告することなく停止することがあります。 (1) 利用契約に基づく 本サービス の料金、割増金または遅延損害金等を支払い期限が経過してもなお支払わないとき (2) 国内外の諸法令または公序良俗に反する様態においてサービスを利用したとき (3) 風俗、アダルトに関する情報、未成年者や青少年の利用を制限する情報を流したとき、またはそれに類するかあるいは当社が不適当と判断した情報を流したとき (4) 当社、他の契約者または第三者の著作権、財産、プライバシーを侵害する場合	誤記の修正およびサービスメニュー追加に伴う定義の追加								

	(6) 利用契約の申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき (7) その他当社が契約者として不適当と判断した場合	(5) 当社、他の契約者または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき (6) 利用契約の申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき (7) 当社が本サービスの全部又は一部を提供するために必要なライセンス、権限、機能等を欠くとき (8) その他当社が契約者として不適当と判断した場合	
第5章 第16条	当社は、当サービスの利用に伴うシステムの稼働が契約者によって著しい損害を受ける可能性を認知した場合、契約者に通告なく、システムの緊急停止を行う場合があります。契約者は、このような緊急停止があることを承認するものとします。 2 サービスの緊急停止ができなかったことによって契約者が損害を被った場合も、当社は一切の賠償責任を負いません。	当社は、本サービスの利用に伴うシステムの稼働が契約者によって著しい損害を受ける可能性を認知した場合、契約者に通告なく、システムの緊急停止を行う場合があります。契約者は、このような緊急停止があることを承認するものとします。 2 本サービスの緊急停止ができなかったことによって契約者が損害を被った場合も、当社は一切の賠償責任を負いません。	誤記の修正
第5章 第17条	当社は次の各号に該当する場合には利用契約に基づくサービスの提供を中止することがあります。	当社は次の各号に該当する場合には利用契約に基づく本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。	誤記の修正 およびサービスメニュー追加に伴う定義の追加
第6章 第18条	契約者は当社に対し、本サービスの最低利用期間内においても、残存期間数に月額料金を乗じた金額を、一括して支払うことにより、利用契約を解除することができるものとします。	契約者は当社に対し、本サービスの最低利用期間内においても、残存期間数に月額料金を乗じた金額を、一括して支払うことにより、本サービスに係る契約の全部又は一部を解除することができるものとします。	サービスメニュー追加に伴う定義の追加
第6章 第19条	当社は、第15条（サービスの停止）の規定により利用契約に基づくサービスの利用を停止された契約者が、速やかにその事由を解消しない場合には、利用契約を解除することがあります。	当社は、第15条（サービスの停止）の規定により利用契約に基づく本サービスの利用を停止された契約者が、速やかにその事由を解消しない場合には、本サービスに係る契約の全部又は一部を解除することがあります。	誤記の修正 およびサービスメニュー追加に伴う定義の追加
第7章 第20条 3	(1) 第15条（サービスの停止）の規定によりサービスの提供が停止された場合は、契約者は、その停止期間中の料金の支払を要します。	(1) 第15条（サービスの停止）の規定により本サービスの提供が停止された場合は、契約者は、その停止期間中の料金の支払を要します。	誤記の修正
別記 第4項	-	4. クラウドソフトウェアサービスに係るソフトウェア等の提供条件 (1) 当社のクラウドソフトウェアサービスに係るソフトウェア等の提供条件については、クラウドソフトウェア契約者は、当該ソフトウェア等を開発したベンダーまたはメーカーの使用許諾に従うものとします。 (2) クラウドソフトウェア契約の締結には、クラウド利用契約またはクラウド接続契約の締結が必要であるものとします。 (3) 当社は、クラウドソフトウェアサービスに係るソフトウェア等の利用等に関連する事項について、クラウドソフトウェア契約者からの問い合わせ窓口となります。	サービスメニュー追加に伴う定義の追加

<p>料金表 第1表 第1 1</p>	<p>クラウド利用サービス及びクラウド接続サービスに係る基本利用料の適用については、第20条（料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。</p>	<p>クラウド利用サービス、クラウド接続サービスおよびクラウドソフトウェアサービスに係る基本利用料の適用については、第20条（料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。</p>	<p>サービスメニュー追加に伴う定義の追加</p>										
<p>料金表 第1表 第1 1</p>	<table border="1" data-bbox="270 709 1427 1430"> <tr> <td data-bbox="270 709 528 856">(5)サービス品質（稼働率）に係る料金の適用</td> <td data-bbox="528 709 1427 1430"> <p>ア 当社は、当社が別に定める測定対象において、当社が別に定める測定方法により測定した稼働率（1の暦月における日数に24を乗じて得た時間から、本サービスに係る契約者の責めによらない事由により、特定サービス(区分(1)タイプ1（サーバリソース）であるプランをいいます。以下この欄において同じとします。）を全く利用できない規約第15条(サービスの停止)、16条(サービスの緊急停止)、第17条(サービスの中止)のいずれかに該当する場合を除く)を減じて得た時間を、その暦月における日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下この欄において同じとします。)について、その稼働率が99.99%を下回った場合は、特定サービスについて、1の暦月における利用料金のうち10%を返還します。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) 規約第19条(当社からの解除)の規定により契約解除としたとき</p> </td> </tr> </table>	(5)サービス品質（稼働率）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、当社が別に定める測定対象において、当社が別に定める測定方法により測定した稼働率（1の暦月における日数に24を乗じて得た時間から、本サービスに係る契約者の責めによらない事由により、特定サービス(区分(1)タイプ1（サーバリソース）であるプランをいいます。以下この欄において同じとします。）を全く利用できない規約第15条(サービスの停止)、16条(サービスの緊急停止)、第17条(サービスの中止)のいずれかに該当する場合を除く)を減じて得た時間を、その暦月における日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下この欄において同じとします。)について、その稼働率が99.99%を下回った場合は、特定サービスについて、1の暦月における利用料金のうち10%を返還します。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) 規約第19条(当社からの解除)の規定により契約解除としたとき</p>	<table border="1" data-bbox="1516 457 2674 1682"> <tr> <td data-bbox="1516 457 1774 957">(5)クラウドソフトウェアサービスの種類及び区分に係る利用料金等の適用</td> <td data-bbox="1774 457 2674 957"> <p>ア クラウドソフトウェアサービスには次の種類があります。</p> <table border="1" data-bbox="1852 520 2638 716"> <thead> <tr> <th data-bbox="1852 520 2080 573">区 分</th> <th data-bbox="2080 520 2638 573">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1852 573 2080 716">ロードバランサー (Netwiser)</td> <td data-bbox="2080 573 2638 716">セイコーソリューションズ株式会社が提供する「Netwiser VirtualEdition」のライセンスを提供するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考</p> <p>1. ロードバランサーライセンスの提供条件については、セイコーソリューションズ株式会社のソフトウェア使用許諾契約書および当社が別に定めるところによります。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 957 1774 1682">(6)サービス品質（稼働率）に係る料金の適用</td> <td data-bbox="1774 957 2674 1682"> <p>ア 当社は、当社が別に定める測定対象において、当社が別に定める測定方法により測定した稼働率（1の暦月における日数に24を乗じて得た時間から、本サービスに係る契約者の責めによらない事由により、特定サービス(区分(1)タイプ1（サーバリソース）であるプランをいいます。以下この欄において同じとします。）を全く利用できない規約第15条(サービスの停止)、16条(サービスの緊急停止)、第17条(サービスの中止)のいずれかに該当する場合を除く)を減じて得た時間を、その暦月における日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下この欄において同じとします。)について、その稼働率が99.99%を下回った場合は、特定サービスについて、1の暦月における利用料金のうち10%を返還します。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) 規約第19条(当社からの解除)の規定により契約解除としたとき</p> </td> </tr> </table>	(5)クラウドソフトウェアサービスの種類及び区分に係る利用料金等の適用	<p>ア クラウドソフトウェアサービスには次の種類があります。</p> <table border="1" data-bbox="1852 520 2638 716"> <thead> <tr> <th data-bbox="1852 520 2080 573">区 分</th> <th data-bbox="2080 520 2638 573">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1852 573 2080 716">ロードバランサー (Netwiser)</td> <td data-bbox="2080 573 2638 716">セイコーソリューションズ株式会社が提供する「Netwiser VirtualEdition」のライセンスを提供するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考</p> <p>1. ロードバランサーライセンスの提供条件については、セイコーソリューションズ株式会社のソフトウェア使用許諾契約書および当社が別に定めるところによります。</p>	区 分	内 容	ロードバランサー (Netwiser)	セイコーソリューションズ株式会社が提供する「Netwiser VirtualEdition」のライセンスを提供するもの	(6)サービス品質（稼働率）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、当社が別に定める測定対象において、当社が別に定める測定方法により測定した稼働率（1の暦月における日数に24を乗じて得た時間から、本サービスに係る契約者の責めによらない事由により、特定サービス(区分(1)タイプ1（サーバリソース）であるプランをいいます。以下この欄において同じとします。）を全く利用できない規約第15条(サービスの停止)、16条(サービスの緊急停止)、第17条(サービスの中止)のいずれかに該当する場合を除く)を減じて得た時間を、その暦月における日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下この欄において同じとします。)について、その稼働率が99.99%を下回った場合は、特定サービスについて、1の暦月における利用料金のうち10%を返還します。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) 規約第19条(当社からの解除)の規定により契約解除としたとき</p>	<p>サービスメニュー追加に伴う定義の追加および項番の修正</p>
(5)サービス品質（稼働率）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、当社が別に定める測定対象において、当社が別に定める測定方法により測定した稼働率（1の暦月における日数に24を乗じて得た時間から、本サービスに係る契約者の責めによらない事由により、特定サービス(区分(1)タイプ1（サーバリソース）であるプランをいいます。以下この欄において同じとします。）を全く利用できない規約第15条(サービスの停止)、16条(サービスの緊急停止)、第17条(サービスの中止)のいずれかに該当する場合を除く)を減じて得た時間を、その暦月における日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下この欄において同じとします。)について、その稼働率が99.99%を下回った場合は、特定サービスについて、1の暦月における利用料金のうち10%を返還します。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) 規約第19条(当社からの解除)の規定により契約解除としたとき</p>												
(5)クラウドソフトウェアサービスの種類及び区分に係る利用料金等の適用	<p>ア クラウドソフトウェアサービスには次の種類があります。</p> <table border="1" data-bbox="1852 520 2638 716"> <thead> <tr> <th data-bbox="1852 520 2080 573">区 分</th> <th data-bbox="2080 520 2638 573">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1852 573 2080 716">ロードバランサー (Netwiser)</td> <td data-bbox="2080 573 2638 716">セイコーソリューションズ株式会社が提供する「Netwiser VirtualEdition」のライセンスを提供するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考</p> <p>1. ロードバランサーライセンスの提供条件については、セイコーソリューションズ株式会社のソフトウェア使用許諾契約書および当社が別に定めるところによります。</p>	区 分	内 容	ロードバランサー (Netwiser)	セイコーソリューションズ株式会社が提供する「Netwiser VirtualEdition」のライセンスを提供するもの								
区 分	内 容												
ロードバランサー (Netwiser)	セイコーソリューションズ株式会社が提供する「Netwiser VirtualEdition」のライセンスを提供するもの												
(6)サービス品質（稼働率）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、当社が別に定める測定対象において、当社が別に定める測定方法により測定した稼働率（1の暦月における日数に24を乗じて得た時間から、本サービスに係る契約者の責めによらない事由により、特定サービス(区分(1)タイプ1（サーバリソース）であるプランをいいます。以下この欄において同じとします。）を全く利用できない規約第15条(サービスの停止)、16条(サービスの緊急停止)、第17条(サービスの中止)のいずれかに該当する場合を除く)を減じて得た時間を、その暦月における日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下この欄において同じとします。)について、その稼働率が99.99%を下回った場合は、特定サービスについて、1の暦月における利用料金のうち10%を返還します。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) 規約第19条(当社からの解除)の規定により契約解除としたとき</p>												

<p>料金表 第1表 第1 2</p>	-	<p>2-5 クラウドソリューションサービスに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1605 226 2665 569"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th style="text-align: right;">月額</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額</th> <th>(税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロードバランサー (Netwiser)</td> <td>1 の契約ごとに</td> <td>21,000 円</td> <td>(23,100 円)</td> </tr> </tbody> </table>				月額	区 分	単 位	料金額	(税込価格)	ロードバランサー (Netwiser)	1 の契約ごとに	21,000 円	(23,100 円)	<p>サービスメニュー追加に伴う定義の追加</p>
			月額												
区 分	単 位	料金額	(税込価格)												
ロードバランサー (Netwiser)	1 の契約ごとに	21,000 円	(23,100 円)												
<p>料金表 第2表 第1 2</p>	-	<p>2-5 クラウドソリューションサービスに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1513 701 2697 852"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額</th> <th>(税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロードバランサー (Netwiser)</td> <td>1 の契約ごとに</td> <td>10,000 円</td> <td>(11,000 円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	料金額	(税込価格)	ロードバランサー (Netwiser)	1 の契約ごとに	10,000 円	(11,000 円)	<p>サービスメニュー追加に伴う定義の追加</p>				
区 分	単 位	料金額	(税込価格)												
ロードバランサー (Netwiser)	1 の契約ごとに	10,000 円	(11,000 円)												
<p>付則</p>		<p>(実施期日) 1 この規約は 2025 年 7 月 1 日より実施します。</p>	<p>改定日の追加</p>												